

優良情報発信賞表彰実施細則

平成 31 年 2 月 ● 日
 内閣官房東京オリンピック競技大会・
 東京パラリンピック競技大会推進本部事務局作成（案）

1 趣旨

ホストタウンの取組を自治体内外はじめ、相手国・地域に発信し、地域住民をはじめとする国内外の方々の東京大会に向けた機運醸成を図っていくことを目的に、創意工夫をこらして効果的な情報発信を行った優良事例を表彰し、他地域への波及効果を狙うもの。

2 審査規定

(1) 対象団体

各ホストタウン自治体

(2) 対象期間

優良情報発信賞の被選考対象の募集期間は、募集ごとに対象期間を区切って実施することとし、第一回については、2018年4月1日から2018年12月31日までとする。

(3) 各賞の名称と内容

- (ア) 大賞…最も効果的な情報発信を行ったホストタウンを表彰するもの
- (イ) 特別賞…特に精力的に情報発信を行ったホストタウンを表彰するもの
- (ウ) SNS賞…SNSを活用した情報発信を行ったホストタウンを表彰するもの

(4) 選考基準

優良情報発信賞の選考基準は以下の通りとする。

[各賞共通]

- (ア) 情報発信の効果が優れていること。
- (イ) 取組の横展開が容易であること。
- (ウ) 取組に新規性があること。

[特別賞]

精力的に情報発信をしていること。

[SNS賞]

SNSを効果的に活用していること

(5) 選考方法

- (ア) 優良情報発信賞候補自治体リストの作成

各都道府県及びホストタウン自治体からの応募により、「優良情報発信賞」候補リストを作成する。

(イ) 優良情報発信賞選考委員会による選考

オリパラ事務局企画・推進統括官を委員長とし、オリパラ事務局職員を委員とする「優良情報発信賞選考委員会」（以下「選考委員会」という。）を設置する。選考委員会は、①で作成した候補リストに掲載された自治体を対象に審査を行い、各賞対象自治体を選考する。

3 発表・表彰

(1) 受賞自治体への連絡

受賞自治体には、発表及び表彰の日の前に予め余裕をもって通知する。

(2) 受賞自治体の発表及び表彰方法

受賞自治体の発表及び表彰は公開により行う。

(3) 発表・表彰の時期

第一回の受賞自治体の発表及び表彰は、2019年2月23日に開催予定のホストタウンサミットにおいて行うこととする。

第二回以降については、ホストタウン自治体が多く集まる機会をとらえて実施できることとする。

附 則

この細則は、平成31年2月●日から施行する。